



厚生労働省
北海道労働局発表
平成25年5月29日

担当	厚生労働省北海道労働局 職業安定部職業安定課 課長 前田 義光 地方労働市場情報官 西田 栄二 電話 (011) 709-2311 (内線 3672)
----	--

平成25年度 北海道労働局 雇用施策実施方針を決定

～北海道との雇用対策協定に基づき施策を展開～

北海道雇用施策実施方針は、雇用対策法に基づいて、労働局及び公共職業安定所における雇用施策と北海道の雇用施策が、密接な関係のもとに円滑かつ効果的に実施されるよう、北海道労働局長が北海道知事の意見を聞いて当該年度の方針を定めるものです。

当局と北海道が昨年12月に締結した雇用対策協定は、北海道の講ずる雇用施策や福祉・教育及び産業振興策等と、当局及び公共職業安定所の雇用施策との緊密な連携を実現するものですが、これは雇用対策法の定める雇用施策実施方針に相当するものと考えられることから、当局は厚生労働省本省と協議して、本年度以後は同協定とそれに基づく事業実施計画を当該方針とすることといたしました。

同計画は、先に北海道との協議により決定されておりましたが、先般国の予算が成立したことから、平成25年度北海道雇用施策実施方針として公表いたします。

本年度の雇用対策協定事業実施計画は、

(1) 若年者等に対する就職支援

若年者支援施設の一体的運営によるサービス向上

新規学卒者、道立高等技術専門学院生、障がい者の就職を支援

外国人留学生(高度人材)やDV被害者等の就職支援への取組みを開始

(2) 産業振興と雇用創出の一体的取組み

自動車産業など「ものづくり産業」への人材確保支援の強化

道内中小企業及び成長分野企業の雇用拡大支援

ビジネスサポートハローワークによる企業支援(人材確保、助成金利用相談)

(3) 雇用関係情報の共有

大量雇用変動(創出あるいは離職)情報等の共有により連携対応が可能に

(4) その他北海道と当局が必要と認めた事項

季節労働者の通年雇用の促進

から成っております。

この協定に基づく事業については、「それぞれが実施する施策を推進するために、北海道と当局は相互に必要な要請を行うことができ、互いに誠実に対応する」と定めていることから、これまで以上に緊密な連携協力が図られることとなります。